SHINSHIRO for living well まちく 住みよいまちへ

~新城市の地域自治区制度~





愛知県新城市

〈新城市の市民自治シンボルマーク〉 自治(じち)を図案化し、世代から世代への リレーを表現しています。

新城市の地域自治区制度とは



市町村合併により市域が広くなり、山間地から都市部までを抱える新城市では、皆さんが感じる地域の課題が、それぞれの地域により異なります。

地域自治区制度は、限られた財源を効果的に使って、地域ごとに異なる課題への対応や将来への取り組みができるよう、皆さんと市役所が一緒になって考え、活動する仕組みです。

地域自治区

●地域自治を推進する仕組み



______ 地域協議会







● 皆さんからの相談や地域協議会をサポートするための市役所組織です。(P4)



●地域の将来や課題解決に向けて、市役所とともに考えるための住民組織です。(P4)

従来の市役所の仕組み 各課予算

総合計画や各種計画、市民ニーズに基づき、各課が実施する予算です。※災害時対応含む。

使い道を皆さんが考える 地域自治区予算

皆さんの意見がストレートに市の施策 に反映されやすくなる予算です。(P5)

市民活動支援のための <mark>地域活動交付金</mark>

皆さんが行う地域をよくする活動への 応援資金です。(P6)

市が実施

提案

皆さんの意見を反映した施策の充実



市民活動の充実・活性化



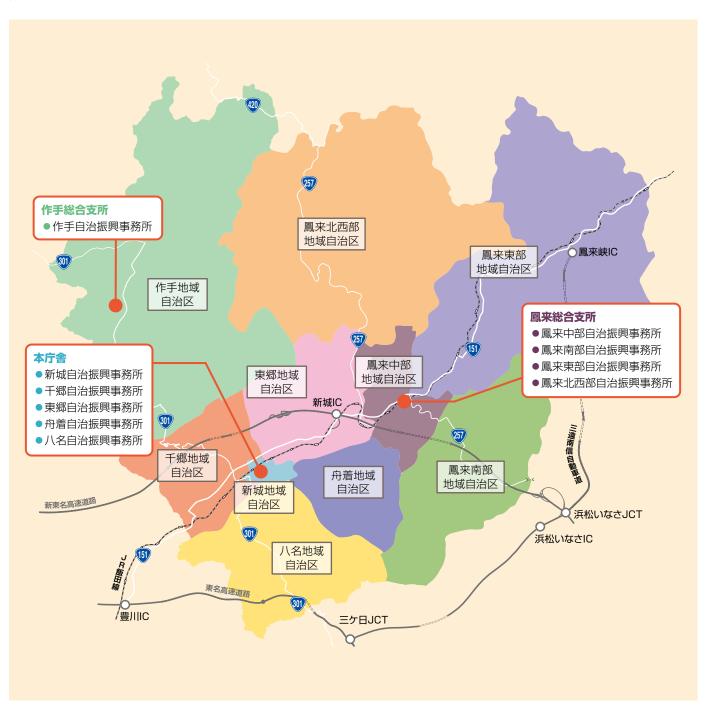
必要な施策をタイムリーに実施! 具体的な「かたち」として実感!

新城市の地域自治区制度の3つのポイント

- 100 「地域自治区」を設置(P3)
- ②「地域協議会」と「自治振興事務所」を地域自治区ごとに設置(P4)
- 3 資金的な仕組みを制度化(P5)

10の「地域自治区」を設置

地域の歴史的経緯や制度導入検討時の皆さんからの意見をもとに、市内を10に区分けした「地域自治区」を設置しました。



2 「地域協議会」と「自治振興事務所」を地域自治区ごとに設置

地域協議会

地域をより良くするために、地域の課題や将来像などを地域の皆さんが話し合い、その内容を地域の意見として市に伝えるための会議です。



役割 地域に関する市政への提案を行います

市へ要望しても、他の地域の要望に比べ緊急性が低いなどの理由で実施してもらえない課題や、行政区をまたぐような地域課題、地域活性化につながる施策などを事業計画として提案します(地域自治区予算)。 また、地域自治区の区域内のことに関する施策の要望などを、地域協議会が地域の声として市に届けることができます。

地域活動交付金について、申請団体への助言や、補助金の使い方として適切な活動内容かどうか審査を行います。

審査は審査基準に沿って行いますが、より地域の特性に合った審査基準となるよう、地域協議会で検討し、基準を見直すことができます。

地域自治区の区域内のことに関する市の重要な施策や計画の策定、また、市全体施策の中で、皆さんの生活に 大きな影響を及ぼす可能性のあるものなどについて、市長から地域協議会に意見を聴くことがあります(諮問)。 諮問に対し、区域内の住民の意見を集約し、地域の意見、考えとして市に回答を行います(答申)。

自治振興事務所

皆さんからの相談や、地域課題解決への助言など、市民サービスを向上するために、地域自治区ごとに設置された自治振興事務所に専属の担当職員を配置しています。



_____ 役割 地域の総合相談窓口

地域の総合相談窓口となって、市役所担当課との調整や解決方法の提案などを行います。

役割

地域協議会の事務局機能

- ●地域協議会の事務局としてサポートします。
- ●地域協議会だよりを発行し、地域自治区の情報をお知らせしています。



3 資金的な仕組みを制度化

地域自治区予算

地域の課題解決や地域の活性化のために、皆さんが市の予算の使い道を考え、市が実施する予算です。

地域自治区予算の額

地域自治区予算は、総額7,000万円を地域自治区の区域内の人口と面積により配分します。

人口×1,000円+面積×4万円

(人口・面積は予算執行年度の前々年度の10月1日時点)



へぇ~。 これなことも できるれだ~。 しょあ、僕も 提案して みようかな。



地域自治区予算の流れ

- 1 「市民の皆さん」 相談・要望・提案など
- 2 【地域協議会】事業計画案を作成し、意見募集
- 3 【市民の皆さん】 事業計画案に対する意見提出
- 4 【地域協議会】 皆さんからの意見をもとに事業計画案を修正し、完成
- 5 【地域協議会】 市長へ事業計画を提出
- 7 【市長】 市議会で可決されると翌年度事業として実施

『地域自治区予算』はこのように使われています。



地域とこどもの交流する場を地域と協力して設けました。



地区敬老会で配布する記念品の補助をしました。



小中学生を中心に地域住民参加の鑑賞会等を開催しました。



災害時に備え、補助金制度により手押しポンプを整備しました。



地域資源をPRするためにスク ールバスをラッピングしました。

対象事業

- ●地域の暮らしを守るための事業
- ② 地域の安心・安全を促すための事業
- ③ 地域の伝統文化等を継承・活性 化するための事業
- ●地域の活性化を図るための事業



こども園へ未満児用の遊具を整備しました。



災害に備えるため、自主防災先進地へ視察研修に行きました。



災害時用備品を整備し、災害時に備え、訓練を行ないました。



出会いの場を提供するイベントを開催しました。



カラー舗装を行い、歩行者の 安全を確保しました。

地域活動交付金

地域の課題解決や活性化のために、皆さんが主体的に取り組む活動に対して支援する交付金です。

対象事業

- 各地域自治区の区域内の課題解決や活性化の ために、皆さんが主体的に取り組む事業
- ②目的及び計画が策定されている事業

応募の資格要件

地域協議会ごとに定めています。

交付上限額·交付率

地域協議会ごとに定めています。

地域活動交付金の額

地域活動交付金は、総額3,000万円を地域自治区の区域内の人口と面積により配分します。

人口×500円+面積×1万円



対象経費

- ●報償費
- ●旅費
- ●燃料費
- ●印刷製本費 ●消耗品費
- ●通信運搬費 ●保険料 ●委託料
- ●賃借料
- ●備品購入費等

詳細は、各自治振興事務所へお問い合わせください。

審査

審査基準は、地域協議会ごとに定めています。 地域協議会が、申請事業について審査基準に沿って審査 します。

地域活動交付金の流れ

【地域協議会】

募集要項作成·事業募集

【申請団体】

2 相談·申請 【**自治振興事務所**】 相談·申請受付

【申請団体】

- 審査会でのプレゼンテーション 【地域協議会】 審査
- (市長)

審査結果を踏まえ、採択

- **5** 【採択団体】 _{事業実施}
- 6 【採択団体】 成果報告

採択審査会



▲申請団体は、審査会で事業の説明や 事業に対する熱意を発表します。



▲地域協議会は、申請書類やプレゼン テーションをもとに審査します。

成里報告会



▲採択団体は、事業成果をまとめたパネルを作成します。パネルは毎年3月に行われる成果報告会等で、展示されます。



▲採択団体の成果発表やパネル展示により、今後の地域活動の情報共有を図っています。

地域活動交付金活用レポート!!

皆さんいろんな活動をしていますねー

楽しそう!!私もやってみようかしら





◎烽3 中央こども園保護者会

新城小学校区の他のこども園の保護者、地域にお住まい の方々、子供、祖父母等たくさんの方々と「夕涼み会」として 「新城音頭 | 等の盆踊りを楽しみました。

普段、母親同士の交流する場もあまりないなか、幅広い 交流会となり、笑顔いっぱいになりました!





中西 光弘さん

団体名 八名青パト隊

八名地域をより安全で安心して暮らせるまちにするた め、青パトによる防犯パトロールを実施しています。その他 にも、通学路の清掃活動や交通安全キャンペーンも行って います。これからも、地域の安全安心のため、走り続け ます!

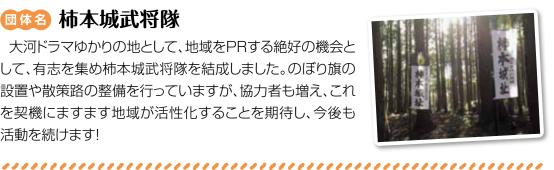




河田 敏範さん

回体名 柿本城武将隊

大河ドラマゆかりの地として、地域をPRする絶好の機会と して、有志を集め柿本城武将隊を結成しました。のぼり旗の 設置や散策路の整備を行っていますが、協力者も増え、これ を契機にますます地域が活性化することを期待し、今後も 活動を続けます!





原田 守さん

団体名 里川を愛する会

鳳来北西部には、有名な観光地がありますが、他にも地域 の人しか知らない場所もあります。そういったこの地域の良 いところを内外に発信し、鳳来北西部が一体となって地域を 盛り上げることを目的に北西部のガイドマップを作りました! (鳳来北西部自治振興事務所にも置いてあります。)





中澤 一己さん

団体名 岩波区

約120年前に先人が植えた桜の樹勢回復を図るため、施 肥と樹木の穴埋めを行いました。

また、県道に張り出した枝の剪定を行い、100本の接ぎ 木苗を作り、全25世帯で4本ずつ管理をしています。「あん たとこの桜はどうだん?」。桜が、区内の交流を後押ししてく れています。皆で区内に植樹するのが楽しみです!



一緒に取り組みましょう

住みよい地域にするためには、皆さんが地域に関心を持つことが大切です。「私だけの声」と思っていたことが、実は「多くの皆さんの声」なのかもしれません。一人ひとりが一歩を踏み出し、力を合わせれば地域を動かすことができるはずです。

ぜひ、皆さんの声を地域協議会へお届け下さい。



各地域の取り組みに関するお問い合わせ先

自治振興事務所	窓口	電話番号
新城•千郷•東郷•舟着•八名	本庁舎	0536-23-7697
鳳来中部•鳳来南部•鳳来東部•鳳来北西部	鳳来総合支所	0536-22-9932
作手	作手総合支所	0536-37-2280

市ホームページのトップページにある 「まちづくりバナー」をクリック



発行/新城市 企画部 自治振興課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115

TEL ● 0536-23-7697 FAX ● 0536-23-2002

E-mail jichi-shinko@city.shinshiro.lg.jp